

（重要）本事務連絡は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、4月23日（金）に決定された緊急事態宣言等に係る事項について周知するものです。関係者に周知願います。

独立行政法人日本スポーツ振興センター
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会 御中
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
各 スポーツ 関 係 団 体

スポーツ庁政策課

4月23日に決定された緊急事態宣言等について

4月23日、第62回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行う旨を決定したところです。緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年4月25日から令和3年5月11日までの17日間であり、緊急事態措置区域は東京都、京都府、大阪府及び兵庫県とされております。

また、同じく令和3年4月23日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析評価を行い、法第31条の4第3項に基づき、4月25日以降については、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）に愛媛県を加え、緊急事態措置区域とされた東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を重点措置区域から除外する変更を行うとともに、宮城県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和3年4月5日から令和3年5月5日まで」から「令和3年4月5日から令和3年5月11日まで」、沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和3年4月12日から令和3年5月5日まで」から「令和3年4月12日から令和3年5月11日まで」と変更し、愛媛県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月25日から令和3年5月11日までの17日間とする旨の公示を行いました。

さらに、緊急事態宣言を行うこと等が決定されたことを踏まえ、同本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）の改正が行われております。改正された基本的対処方針においては、スポーツに関わる事項についての記載もありますので、以下の通り今般の改正された基本的対処方針において新たに掲げられた事項を中心にお示しいたします。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

(略)

- ② 緊急事態措置区域においては、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面对する対策の更なる強化を図るとともに、変異株の感染者が増加していることを踏まえ、人と人との接触機会を減らすために、人の流れを抑制するための強い措置を講じるなど、徹底した感染防止策に取り組む。 (P. 15)

(略)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

- 1) 外出の自粛（後述する「4）職場への出勤等」を除く）

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底する。また、変異株の感染者が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は、極力控えるように促す。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とする。(P. 21)

(略)

また、特定都道府県は、人の流れを抑制する観点から、地下鉄、バス等の交通事業者に対して、平日の終電の繰上げ、週末休日における減便等や、主要ターミナルにおける検温の実施等、必要な協力の依頼等を行うものとする。また、事業者に対して、屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯等、必要な協力の依頼等を行うものとする。(P. 21)

- 2) 催物（イベント等）の開催制限

特定都道府県は、当該地域で開催される催物（イベント等）について、主催者等に対して、法第24条第9項に基づき、別途通知する取扱いを踏まえ、社会生活の維持に必要なものを除き、原則として無観客で開催するよう要請を行うものとする。(P. 21-22)

- 3) 施設の使用制限等（前述の「2）催物（イベント等）の開催制限」、後述する「5）学校等の取扱い」を除く）

- ① 特定都道府県は、法第45条第2項等に基づき、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（飲食業の許可を受けていないカラオケ店を含む。酒類又はカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。）に対して休業要請を行うとともに、上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対して、営業時間の短縮（20時までとする。）の要請を行うものとする。その際、改正法の施行により、命令、過料の規定が設けられたことを踏まえ、その手続に関しては、別途通知する手

続に沿って行うことに留意する。

特定都道府県は、人の流れを抑制する観点から、法第24条第9項に基づき、飲食店以外の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「令」という。）第11条第1項各号に規定する施設のうち、別途通知する、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が千平方メートルを超える施設（生活必需物資の小売関係等を除く。）に対して、休業要請を行うものとする。

また、特定都道府県は、前述「2）催物（イベント等）の開催制限」の取扱いを踏まえ、法第24条第9項に基づき、別途通知する施設の管理者に対して、社会生活の維持に必要なものを除き、原則として無観客で開催するよう要請を行うものとする。

以上の他、特定都道府県は、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、施設の使用制限等を含めて、施設管理者等に対して必要な協力を要請するものとする。要請を行う場合は、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。

特定都道府県は、法第24条第9項に基づき、事業者に対して、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うものとする。

また、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第45条第2項に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、令第12条に規定される各措置について飲食店に対して要請を行うものとする。

以上の要請に当たっては、関係機関とも連携し、休業要請及び営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の強化を行い、できる限り全ての施設に対して実地に働きかけを行う。その際、併せて、事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を働きかける。また、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起等を行う。

特定都道府県は、公立の施設等について、措置期間における閉館や閉園等を検討するものとする。（P. 22-P. 23）

（略）

7）学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事

態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。（略）（P. 25）

8) 重点措置区域における取組等

- ① 重点措置区域である都道府県においては、「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえるとともに、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するため、後述 9) に掲げる基本的な感染防止策等に加え、以下の取組を行うものとする。

また、都道府県知事は区域を指定するに当たって市町村単位や一定の区画を原則とするなど、区間、期間及び業態を定めるに当たっては、効果的な対策となるよう留意する。

- ・ 感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、都道府県知事が定める期間及び区域において、法第 31 条の 6 第 1 項等に基づき、飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対する営業時間の短縮（20 時までとする。）の要請を行うこと。また、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第 31 条の 6 第 1 項に基づき、飲食店に対して、緊急事態措置の実施期間において、酒類の提供を行わないよう要請すること。なお、改正法の施行により、命令、過料の規定が設けられたことを踏まえ、その手続に関しては、別途通知する手続に沿って行うこと。（P. 26）

（略）

- ・ 不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、別途通知する飲食店等以外の令第 11 条第 1 項に規定する施設（特に、大規模な集客施設）についても、営業時間の短縮や入場整理等について同様の働きかけを行うこと。特に、緊急事態措置の実施期間においては、施設内外に混雑が生じることがないように、入場整理を徹底するよう働きかけを行うこと。（P. 27）

（略）

- ・ 都道府県知事が定める期間及び区域で行われる催物（イベント等）について、主催者等に対して、法第 24 条第 9 項等に基づき、別途通知する目安を踏まえた規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）を設定し、その要件に沿った開催の要請等を行うこと。（P. 28）

（略）

9) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等

- ① 都道府県は、「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえるとともに、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク等

について評価を行いながら、必要に応じて、後述③等のとおり、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行うものとする。（P. 29）

（外出の自粛等）

（略）

- ・ 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意を促すこと。また、変異株による感染が増加していることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。（P. 30）

（略）

加えて、同日付で各都道府県知事等宛に「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年4月23日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡。以下「内閣官房事務連絡」という。）が発出されております。内閣官房事務連絡は、本事務連絡にも添付しておりますが、以下の通り催物の開催制限や施設の使用制限等について示されております。なお、内閣官房事務連絡において別紙として添付されている「感染状況に応じたイベント開催制限等について（4／25～5／11の取扱い）」（別紙1）及び「施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要」（別紙2）は、内閣官房事務連絡の本文の概要・要点をまとめたものですのであわせて御覧ください。

1. 催物の開催制限

（1）特定都道府県

① 催物の開催制限の目安等

- ・ 社会生活の維持に必要なものを除き、原則として、法第24条第9項に基づき、無観客での開催を要請すること。営業時間については無観客で開催される場合に限り、特段の制約を設けないものとすること。（P. 1-P. 2）
- ・ 無観客の考え方については、
 - （Ⅰ） 主催者と参加者がいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には、業務上の打合せ、練習・稽古、事前準備、無観客試合、オンライン配信等は可能であり、主催者（選手・運営者等）自身は施設・会場等を利用可能とすること。ただし、主催者を幅広く解釈し、有観客でのイベント開催を行うことは認められない点、留意されたい。
 - （Ⅱ） 主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会・セミナーの主催者と来場者等）は、事前準備・業務上の打合せ・オンライン配信等、主催者のみが施設・会場等を利用し、かつ、業務上必要かつオンライン化や延期が困難な活動は認められる。ただし、主催者を幅広く解釈し、例えば、バイヤー・セミナーの受講者を主催者と解釈し、有観客での催物開催を行うこと等は認められない点、留意されたい。
- ・ 「社会生活の維持に必要な催物」とは、例えば次のようなものが考えられるが、個別の事情に照らして都道府県が判断することとする。ただし、社会生活の維

持に必要な催物であっても、感染防止策の徹底、開催のあり方（時期・規模）等を適切に判断すること。

- ✓ 各種国家試験、資格試験
- ✓ 業務上必要かつオンライン化や延期が困難な説明会、会議、研修、学会等
- ✓ 憲法上重要な基本的人権の確保に係るイベント・集会

② 留意事項

（Ⅰ）本目安の取扱い

本目安は、感染拡大を速やかに抑える観点から、5月11日までの緊急事態宣言期間中、原則全ての催物・集会について適用すること。

ただし、無観客化・延期等を実施すると多大な混乱が生じてしまう場合も想定されることから、このような事態と主催者が判断する場合には、例外的に、25日から直ちに無観客化・延期等を実施しないこととして差し支えないこともあること。ただし、この場合、催物の主催者は、該当の特定都道府県及び国の双方に相談の上、進めることとする。

（Ⅱ）各種行事について

社会生活の維持に必要なものを除き、自粛・延期又はオンライン化を働きかけること。

（2）重点措置区域である県

① 催物の開催制限の目安等

令和3年4月1日付け事務連絡1.（1）、令和3年4月9日付け事務連絡1.

（1）及び令和3年4月16日付け事務連絡1.（1）のとおり、

- 5,000人を上限とすること。
- 上記人数要件に加え、収容率の目安として、令和2年11月12日付け事務連絡1.（1）②のとおり取り扱うこと。なお、大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。具体的には、各都府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。
- また、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等については、令和2年11月12日付け事務連絡1.（2）のとおり取り扱うこと。

② 営業時間短縮等の働きかけ

- 営業時間の目安について、地域の感染状況、施設の要請・働きかけ等を踏まえ、各県が適切に判断すること。

③ 愛媛県における取扱い

- 上記の①及び②について、以下のとおり取り扱うこと。
- 本目安は、本事務連絡が発出された日から最大4日間（4月24日～27日）の周知期間を経て、その翌日（遅くとも4月28日）から適用すること。具体的には、チケット販売時期等に応じ、次のとおりとすること。

（Ⅰ）周知期間終了時点（遅くとも4月27日）までにチケット販売が開始された催物（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始され

ているもの)

周知期間終了までに販売されるチケットは、従来、愛媛県が適用していた目安を超えない限りにおいて、上記①及び②は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後（本目安が適用された日）から、本目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

- (Ⅱ) 上記周知期間終了後に販売開始されるもの
上記①及び②によること。

④ 各種行事について

令和3年2月26日付け事務連絡1. (2) ④のとおり取り扱うこと。

(3) その他の道県

令和2年11月12日付け事務連絡1. のとおり目安等を取り扱うこと。

(4) 留意事項

① 人数上限及び収容率要件の解釈について

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和3年2月26日付け事務連絡1. (1) ②のとおり取り扱うこと。

② 都道府県による事前相談等について

各都道府県においては、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

③ 感染拡大防止に必要な取組の継続等

各都道府県及び関係各府省庁においては、令和2年9月11日付け事務連絡、令和2年11月12日付け事務連絡、令和3年2月26日付け事務連絡など、これまでの事務連絡に示された催物の開催制限、業種別ガイドラインの遵守徹底等に必要な取組等を継続すること。

④ 本目安の扱い

本目安については、(1)を除き、各都道府県において、感染状況に応じて、国として示した目安より厳しい基準を設定しうることに留意し、各地域の感染状況等に応じて、各都道府県が適切に判断すること。

2. 施設の使用制限等

(1) 特定都道府県

特定都道府県は、法施行令第11条第1項に掲げる施設であるか否かにかかわらず、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。それに加えて、法施行令第11条第1項施設等を対象に、以下の要請又は働きかけを実施すること。また、特定都道府県は、公立の施設等について、措置期間における休館や休園等を検討すること。(略)

① 飲食店及びそれに類する施設への要請等(第45条第2項等)

(Ⅰ) 飲食店(第14号)

特定都道府県は、基本的対処方針三(3)3)に基づき、法第45条第2項等に基づく、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店(酒類及びカラオケ設備

の提供を取り止める場合を除く。) に対して休業要請を行うとともに、上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。) に対して、営業時間の短縮(20時までとする。) の要請を行うこと。

また、都道府県知事の判断により、法第45条第2項等に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)」等、法施行令第12条に規定される各措置について飲食店等に対して要請を行うこと。

(略)

② 集客施設への休業要請等(第24条第9項等)

(I) イベント関連施設等

例えば、下記の施設については、主に、催物・興行等での集客が想定される施設であり、当該施設の利用は、施設の床面積にかかわらず、無観客での開催・運営(ただし、社会生活の維持に必要なものを除く。)を要請等すること。

- 劇場、観覧場、演芸場など(第4号の一部)
- 集会場、公会堂(第5号)
- 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール(第6号)
- ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)(第8号)
- テマパーク、遊園地(第9号の一部)

なお、無観客での開催・運営の要請等に当たっては、当該施設で、集客行為が伴わない、業務上の打合せ、練習・稽古、各種準備、無観客試合、オンライン配信等の用途で施設を使用することは差し支えないが、人流抑制の観点から、施設管理者又は主催者が観客・利用者を集客する場合は無観客とは扱われない点に留意されたい。

また、例えば、屋外スポーツ施設等(野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場など)については、継続的なサービス提供での集客も想定されうるが、利用者間等の密の発生の可能性は観客間を除き、一般的に低いと考えられる中では、感染防止策を徹底すること等を前提に、施設利用を認めた上で、無観客化を要請すること(例えば、観客席等の閉鎖を実施すること。)。

なお、屋外スポーツ施設等においては、通常の設備使用(スポーツの練習等)も考えられることから、特定都道府県において、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛、20時までの営業時間短縮等を働きかけること。

(II) その他集客施設

下記施設は、主に、継続的なサービス提供での集客が想定される施設であり、当該施設の利用については、集客を抑える観点から、1000平米超のものについて、休業を要請すること。

- 映画館、プラネタリウムなど(第4号の一部)
- 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療用製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場等、生活必需物資は除

く。) (第7号)

- 体育館、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、スケート場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど (第9号の一部)
- 博物館、美術館など (第10号。ただし、次の③に示すとおり、図書館を除く。)
- 遊興施設のうち、前記①に該当しない施設 (第11号。ただし、次の③に示す施設を除く。)
- サービス業を営む店舗 (第12号。ただし、銭湯、理美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング屋など、生活必需サービスは除く。)

その上で、上記施設のうち、1000平米以下のものについては、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛、20時までの営業時間短縮等を働きかけること。また、生活必需サービスの1000平米超のものは、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛を働きかけること。

なお、上記施設のうち、1000平米超のものは原則として休業要請対象とするが、例えば、スポーツ施設の一部(体育館、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場等)については、例えば、全国大会等、時期をずらせないイベント開催等が想定されるところ、必要に応じ、当該イベントの開催は認めた上で、無観客化による開催を要請すること。

③ ①及び②以外の法施行令11条の施設

(I) 幼稚園、学校(第1号)、保育所、介護老人保健施設等(第2号)、大学等(第3号)、自動車教習所、学習塾等(第13号)

感染防止策の徹底を要請することに加え、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請すること。

(略)

④ 留意点

前記①から③までに示した施設は、あくまでも例示であり、各特定都道府県知事は、施設の具体的な態様に応じ、取扱いを決定すること。また、特定都道府県知事は、前記①から③までに示した取扱いとは別途の取扱いを行うことができることに留意すること。ただし、前記①から③までに示した取組よりも緩やかな取扱いを行うことは、慎重に検討するとともに、仮にそのような取扱いをしようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。

(2) 重点措置区域である県

令和3年4月1日付け事務連絡2.、同年4月9日付け事務連絡2. 及び同年4月16日付け事務連絡2. に示したとおり、以下の要請を行うこと。(略)

① 法に基づく営業時間の短縮等の要請を行う施設

基本的対処方針三(3)8)に基づき、各知事が定める期間及び区域において、以下のとおり取り扱うこと。

なお、地域の感染状況等に応じて、各知事の判断により、各知事が定める区域

以外の地域において、飲食店等に対する営業時間の短縮の要請を行うこと。また、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して実地において、働きかけを行うこと。

(I) 飲食店（第14号）

宅配・テイクアウトを除き、原則として、20時までの営業時間の短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を要請すること。また、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、飲食店に対して、緊急事態措置の実施期間において、酒類の提供を行わないよう要請すること。

地域の感染状況等に応じて、各知事の判断により、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、法施行令第5条の5に規定される各措置について飲食店に対して要請すること。

業種別ガイドライン（特に基本4項目。アクリル板等（パーティション）の設置又は座席の間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底）を遵守するよう要請を行うものとする。その際、上記要請事項の遵守状況を個別に確認し、ガイドラインを遵守していない飲食店等に対する個別の要請を検討すること。

（略）

② ①と同様に営業時間の短縮等の働きかけを行う施設

基本的対処方針 三（3）8）のとおり、不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、飲食店等以外の施行令第11条第1項に規定する施設（特に大規模な集客施設）について、以下のとおり取り扱うこと。

(I) 催物の開催制限に係る集客施設

運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供するものに限る。）への使用制限の働きかけの目安は、以下の通りとする。なお、本事務連絡1.（2）③を準用すること。

ア) 人数上限の目安

本事務連絡1.（2）に準じること。

イ) 収容率の目安

本事務連絡1.（2）に準じること。

ウ) 営業時間その他の働きかけ

各県においては、基本的対処方針三（3）8）のとおり、「不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等」から、飲食店以外の施設（特に大規模な集客施設）についても、「営業時間の短縮や入場整理等について同様の働きかけを行うこと」とされていることを踏まえ、各知事が適切に判断すること。特に、緊急事態措置の実施期間においては、施設内外に混雑が生じることがないように、入場整理を徹底するよう働きかけを行うこと。

なお、無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の働きかけの対象とする必要はない。

(略)

3. 外出の自粛等

(1) 特定都道府県

特定都道府県においては、法第45条第1項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底すること。また、不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。

なお、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、投票、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持等のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とすること。

(略)

4. 国営施設等における緊急事態宣言中の休園・休館等の対応

基本的対処方針三(3)3)の趣旨に基づき、別添に掲げている施設を参考に、関係各府省庁ならびに各施設においては、集客を回避し、人の流れを抑制する観点から、特定都道府県が要請する内容や以下の点に留意し、緊急事態宣言中の取扱い(休園・休館等)を検討するものとする。

- ・法施行令第11条第1項各号に掲げる施設のうち、無観客開催の要請又は休業要請の対象となる施設については、当該要請に基づき、休園・休館・無観客開催等の対応を実施
- ・公園については、公園内の有料区域部分等を休園
- ・その他施設については、必要な協力を検討

なお、検討結果については、後日、フォローアップするので、留意されたい。

各団体におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、各都道府県からの要請等の内容に十分に御留意いただき、引き続き、各事業者・業界において定められた業種別ガイドライン等に基づきながら、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。また、本件について、下記参考情報とあわせ、加盟・登録団体に対しても周知いただくようお願いいたします。

なお、現在、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域については、特に、不要不急の外出自粛が求められているところですが、同宣言の対象区域外も含め、外出の自粛が続き、屋内で過ごす時間が長くなると、運動不足やストレスから心身に悪影響をきたす健康二次被害の問題が生じる可能性があります。

「緊急事態宣言下における安全な運動・スポーツの実施について」(令和3年1月

8日付 各都道府県・指定都市スポーツ主管課宛 スポーツ庁健康スポーツ課 事務連絡) においてお示ししているとおり、感染症対策を講じた上で安全・安心に運動・スポーツを実施していただきたい旨周知していただくよう、お願いします。

スポーツ庁ホームページ「新型コロナウイルス感染対策 スポーツ・運動の留意点と、運動事例について」において、様々な運動・スポーツ実施に関するコンテンツを紹介しておりますので、御活用ください。

また、国際競技力の強化のためのスポーツ医・科学の中核拠点であるとともにトップアスリートの活動拠点であるハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）については、限られたトップアスリートのみが高度で専門的なトレーニングを行う施設であり、感染症対策を徹底した上で施設利用を継続することとしています。

さらに、HPSC においては、従前より、メディカルやコンディショニング（心理、栄養等）に関するトップアスリートに対しての電話やインターネットを活用した相談業務を実施しているほか、以下の URL において、新しい生活様式を踏まえた各競技団体・アスリート向けの各種情報を提供しているところであり、是非御活用ください。

○ 「NEW STYLE with HPSC COVID-19 に係る取組み～これまでとこれから～」

<https://www.jpnsport.go.jp/hpsc/tabid/1715/Default.aspx>

記

(参考資料)

- ・ 令和3年4月23日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第62回）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r030423.pdf
- ・ 令和3年4月23日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第62回）における菅内閣総理大臣発言
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202104/23corona.html
- ・ 令和3年4月23日 菅内閣総理大臣記者会見
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2021/0423kaiken.html
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年4月23日変更）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210423.pdf
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（令和3年4月23日発出）
https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_20210423.pdf
- ・ 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年4月23日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

【本事務連絡に添付】

〔過去の事務連絡〕

- ・ 1 1 月末までの催物の開催制限等について（令和 2 年 9 月 1 1 日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf
- ・ 来年 2 月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について（令和 2 年 1 1 月 1 2 日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf?20201113
- ・ 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和 3 年 2 月 4 日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf
- ・ 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和 3 年 2 月 2 6 日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210226.pdf?2021027
- ・ 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和 3 年 4 月 1 日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210401_2.pdf
- ・ 3 都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和 3 年 4 月 9 日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_20210409.pdf
- ・ 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた取組 等に係る留意事項等について（令和 3 年 4 月 1 6 日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_20210416.pdf

〔その他〕

- ・ 文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対

応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
(内閣官房ホームページ)

<https://corona.go.jp/>

- ・新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_0008.html

- ・スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

- ・緊急事態宣言下における安全な運動・スポーツの実施について（令和3年1月8日付 各都道府県・指定都市スポーツ主管課宛 スポーツ庁健康スポーツ課 事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20210112-mxt_kouhou01-000004520_05.pdf

- ・新型コロナウイルス感染対策 スポーツ・運動の留意点と、運動事例について

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/jsa_00010.html

連絡先

スポーツ庁政策課

電話：03-5253-4111（内線 3791、2673） メール：sseisaku@mext.go.jp

都道府県等においては、本事務連絡の催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡
令和3年4月23日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について

今般、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を実施し、また、愛媛県を対象に、法第31条の4第1項に基づくまん延防止等重点措置を実施等するため、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等を示す。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、緊急事態措置の概要は別紙2、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙3のとおり。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。また、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱いについては、別途通知する。

記

1. 催物の開催制限

（1）特定都道府県

① 催物の開催制限の目安等

- ・ 社会生活の維持に必要なものを除き、原則として、法第24条第9項に基づき、無観客での開催を要請すること。営業時間について

は無観客で開催される場合に限り、特段の制約を設けないものとする。

・ 無観客の考え方については、

(Ⅰ) 主催者と参加者がいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には、業務上の打合せ、練習・稽古、事前準備、無観客試合、オンライン配信等は可能であり、主催者（選手・運営者等）自身は施設・会場等を利用可能とすること。ただし、主催者を幅広く解釈し、有観客でのイベント開催を行うことは認められない点、留意されたい。

(Ⅱ) 主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会・セミナーの主催者と来場者等）は、事前準備・業務上の打合せ・オンライン配信等、主催者のみが施設・会場等を利用し、かつ、業務上必要かつオンライン化や延期が困難な活動は認められる。ただし、主催者を幅広く解釈し、例えば、バイヤー・セミナーの受講者を主催者と解釈し、有観客での催物開催を行うこと等は認められない点、留意されたい。

・ 「社会生活の維持に必要な催物」とは、例えば次のようなものが考えられるが、個別の事情に照らして都道府県が判断することとする。ただし、社会生活の維持に必要な催物であっても、感染防止策の徹底、開催のあり方（時期・規模）等を適切に判断すること。

- ✓ 各種国家試験、資格試験
- ✓ 業務上必要かつオンライン化や延期が困難な説明会、会議、研修、学会等
- ✓ 憲法上重要な基本的人権の確保に係るイベント・集会

② 留意事項

(Ⅰ) 本目安の取扱い

本目安は、感染拡大を速やかに抑える観点から、5月11日までの緊急事態宣言期間中、原則全ての催物・集会について適用すること。

ただし、無観客化・延期等を実施すると多大な混乱が生じてしまう場合も想定されることから、このような事態と主催者が判断する場合には、例外的に、25日から直ちに無観客化・延期等を実施しないこととして差し支えないこともあること。ただし、この場合、催物の主催者は、該当の特定都道府県及び国の双方に相

談の上、進めることとすること。

(Ⅱ) 各種行事について

社会生活の維持に必要なものを除き、自粛・延期又はオンライン化を働きかけること。

(2) 重点措置区域である県

① 催物の開催制限の目安等

令和3年4月1日付け事務連絡1.(1)、令和3年4月9日付け事務連絡1.(1)及び令和3年4月16日付け事務連絡1.(1)のとおり、

- 5,000人を上限とすること。
- 上記人数要件に加え、収容率の目安として、令和2年11月12日付け事務連絡1.(1)②のとおり取り扱うこと。なお、大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ(5名以内に限る。)内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。具体的には、各都府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。
- また、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等については、令和2年11月12日付け事務連絡1.(2)のとおり取り扱うこと。

② 営業時間短縮等の働きかけ

- 営業時間の目安について、地域の感染状況、施設の要請・働きかけ等を踏まえ、各県が適切に判断すること。

③ 愛媛県における取扱い

- 上記の①及び②について、以下のとおり取り扱うこと。
- 本目安は、本事務連絡が発出された日から最大4日間(4月24日～27日)の周知期間を経て、その翌日(遅くとも4月28日)から適用すること。具体的には、チケット販売時期等に応じ、次のとおりとすること。

(Ⅰ) 周知期間終了時点(遅くとも4月27日)までにチケット販売が開始された催物(優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの)

周知期間終了までに販売されるチケットは、従来、愛媛県が適

用していた目安を超えない限りにおいて、上記①及び②は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後（本目安が適用された日）から、本目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

（Ⅱ） 上記周知期間終了後に販売開始されるもの

上記①及び②によること。

④ 各種行事について

令和３年２月２６日付け事務連絡１．（２）④のとおり取り扱うこと。

（３） その他の道県

令和２年１１月１２日付け事務連絡１．のとおり目安等を取り扱うこと。

（４） 留意事項

① 人数上限及び収容率要件の解釈について

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和３年２月２６日付け事務連絡１．（１）②のとおり取り扱うこと。

② 都道府県による事前相談等について

各都道府県においては、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が１，０００人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

③ 感染拡大防止に必要な取組の継続等

各都道府県及び関係各府省庁においては、令和２年９月１１日付け事務連絡、令和２年１１月１２日付け事務連絡、令和３年２月２６日付け事務連絡など、これまでの事務連絡に示された催物の開催制限、業種別ガイドラインの遵守徹底等に必要な取組等を継続すること。

④ 本目安の扱い

本目安については、（１）を除き、各都道府県において、感染状況に応じて、国として示した目安より厳しい基準を設定しうることに留意し、各地域の感染状況等に応じて、各都道府県が適切に判断すること。

2. 施設の使用制限等

(1) 特定都道府県

特定都道府県は、法施行令第11条第1項に掲げる施設であるか否かにかかわらず、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。それに加えて、法施行令第11条第1項施設等を対象に、以下の要請又は働きかけを実施すること。また、特定都道府県は、公立の施設等について、措置期間における休館や休園等を検討すること。

なお、特定都道府県が各種要請を行う場合にはエッセンシャルワーカーの事業環境を踏まえた配慮を行うなど、適正な法運用を図ること。

① 飲食店及びそれに類する施設への要請等（第45条第2項等）

(I) 飲食店（第14号）

特定都道府県は、基本的対処方針三（3）3）に基づき、法第45条第2項等に基づく、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。）に対して休業要請を行うとともに、上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対して、営業時間の短縮（20時までとする。）の要請を行うこと。

また、都道府県知事の判断により、法第45条第2項等に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、法施行令第12条に規定される各措置について飲食店等に対して要請を行うこと。

(II) 遊興施設（第11号）のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている飲食店及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店（ただし、次の③に示す施設を除く。）

特定都道府県は、基本的対処方針三（3）3）に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店等に対し、前記（I）と同様の要請を行うこと。

(III) 結婚式場

特定都道府県は、基本的対処方針三（3）3）に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する食品衛生法上における飲食店営業許可

を受けている結婚式場に対し、前記（Ⅰ）と同様の要請を行うこと。

それに加えて、特定都道府県は、結婚式場が大人数の飲食を伴う場であることから、できるだけ短時間（例えば1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方）で開催するよう働きかけること。

（Ⅳ）その他留意事項

関係機関とも連携し、休業要請及び営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の強化を行い、原則として全ての施設に対して実地に働きかけを行うこと。その際、併せて、事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を働きかけること。

② 集客施設への休業要請等（第24条第9項等）

（Ⅰ）イベント関連施設等

例えば、下記の施設については、主に、催物・興行等での集客が想定される施設であり、当該施設の利用は、施設の床面積にかかわらず、無観客での開催・運営（ただし、社会生活の維持に必要なものを除く。）を要請等すること。

- 劇場、観覧場、演芸場など（第4号の一部）
- 集会場、公会堂（第5号）
- 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール（第6号）
- ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）（第8号）
- テーマパーク、遊園地（第9号の一部）

なお、無観客での開催・運営の要請等に当たっては、当該施設で、集客行為が伴わない、業務上の打合せ、練習・稽古、各種準備、無観客試合、オンライン配信等の用途で施設を使用することは差し支えないが、人流抑制の観点から、施設管理者又は主催者が観客・利用者を集客する場合は無観客とは扱われない点に留意されたい。

また、例えば、屋外スポーツ施設等（野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場など）については、継続的なサービス提供での集客も想定されうるが、利用者間等の密の発生の可能性は観客間を除き、一般的に低いと考えられる中では、感染防止策を徹底すること等を前提に、施設利用を認めた上で、無観客化を要請すること（例えば、観客席等の閉鎖を実施すること。）。

なお、屋外スポーツ施設等においては、通常の設備使用（スポーツの練習等）も考えられることから、特定都道府県において、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛、20時までの営業時間短縮等を働きかけること。

（Ⅱ）その他集客施設

下記施設は、主に、継続的なサービス提供での集客が想定される施設であり、当該施設の利用については、集客を抑える観点から、1000平米超のものについて、休業を要請すること。

- 映画館、プラネタリウム など（第4号の一部）
- 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療用製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場等、生活必需物資は除く。）（第7号）
- 体育館、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、スケート場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど（第9号の一部）
- 博物館、美術館など（第10号。ただし、次の③に示すとおり、図書館を除く。）
- 遊興施設のうち、前記①に該当しない施設（第11号。ただし、次の③に示す施設を除く。）
- サービス業を営む店舗（第12号。ただし、銭湯、理美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング屋など、生活必需サービスは除く。）

その上で、上記施設のうち、1000平米以下のものについては、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛、20時までの営業時間短縮等を働きかけること。また、生活必需サービスの1000平米超のものは、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛を働きかけること。

なお、上記施設のうち、1000平米超のものは原則として休業要請対象とするが、例えば、スポーツ施設の一部（体育館、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場等）については、例えば、全国大会等、時期をずらせないイベント開催等が想定されるところ、必要に応じ、当該イベントの開催は認めた上で、無観客化による開催を要請すること。

③ ①及び②以外の法施行令11条の施設

(Ⅰ) 幼稚園、学校（第１号）、保育所、介護老人保健施設等（第２号）、大学等（第３号）、自動車教習所、学習塾等（第13号）

感染防止策の徹底を要請することに加え、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請すること。

(Ⅱ) 図書館（第１０号）

感染防止策の徹底を要請することに加え、入場整理等を働きかけること。

(Ⅲ) ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設（第１１号）

感染防止策の徹底を要請することに加え、入場整理、酒類提供・カラオケ設備使用の自粛等を働きかけること。

④ 留意点

前記①から③までに示した施設は、あくまでも例示であり、各特定都道府県知事は、施設の具体的な態様に応じ、取扱いを決定すること。また、特定都道府県知事は、前記①から③までに示した取扱いとは別途の取扱いを行うことができることに留意すること。ただし、前記①から③までに示した取組よりも緩やかな取扱いを行うことは、慎重に検討するとともに、仮にそのような取扱いをしようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。

(2) 重点措置区域である県

令和３年４月１日付け事務連絡２．、同年４月９日付け事務連絡２．及び同年４月１６日付け事務連絡２．に示したとおり、以下の要請を行うこと。

なお、各県が各種要請を行う場合にはエッセンシャルワーカーの事業環境を踏まえた配慮を行うなど、適正な法運用を図ること。

① 法に基づく営業時間の短縮等の要請を行う施設

基本的対処方針三（３）８）に基づき、各知事が定める期間及び区域において、以下のとおり取り扱うこと。

なお、地域の感染状況等に応じて、各知事の判断により、各知事が定める区域以外の地域において、飲食店等に対する営業時間の短縮の要請を行うこと。また、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して実地において、

働きかけを行うこと。

(Ⅰ) 飲食店（第１４号）

宅配・テイクアウトを除き、原則として、２０時までの営業時間の短縮（酒類の提供は１１時から１９時まで）を要請すること。また、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、飲食店に対して、緊急事態措置の実施期間において、酒類の提供を行わないよう要請すること。

地域の感染状況等に応じて、各知事の判断により、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、法施行令第５条の５に規定される各措置について飲食店に対して要請すること。

業種別ガイドライン（特に基本４項目。アクリル板等（パーティション）の設置又は座席の間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底）を遵守するよう要請を行うものとする。その際、上記要請事項の遵守状況を個別に確認し、ガイドラインを遵守していない飲食店等に対する個別の要請を検討すること。

(Ⅱ) 遊興施設（第１１号）のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている飲食店

前記（Ⅰ）と同様の要請を行うこと。なお、ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合は、後記②の働きかけを含め、営業時間短縮要請等の対象にしないこと。

(Ⅲ) その他留意すべき要請事項

いわゆる昼カラオケ等でクラスターが多発している状況に鑑み、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用自粛を要請すること。

なお、本事務連絡では、いわゆる昼カラオケ等でのクラスター事例が多発していることから、例えば、昼営業のスナック、カラオケ喫茶等における設備の利用自粛等を想定しており、カラオケボックス等への要請を想定するものではないことに留意されたい。

② ①と同様に営業時間の短縮等の働きかけを行う施設

基本的対処方針三（３）８）のとおり、不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必

要があること等を踏まえ、飲食店等以外の施行令第11条第1項に規定する施設（特に大規模な集客施設）について、以下のとおり取り扱うこと。

（Ⅰ）催物の開催制限に係る集客施設

運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供するものに限る。）への使用制限の働きかけの目安は、以下の通りとする。なお、本事務連絡1.（2）③を準用すること。

ア）人数上限の目安

本事務連絡1.（2）に準じること。

イ）収容率の目安

本事務連絡1.（2）に準じること。

ウ）営業時間その他の働きかけ

各県においては、基本的対処方針三（3）8）のとおり、「不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等」から、飲食店以外の施設（特に大規模な集客施設）についても、「営業時間の短縮や入場整理等について同様の働きかけを行うこと」とされていることを踏まえ、各知事が適切に判断すること。特に、緊急事態措置の実施期間においては、施設内外に混雑が生じることがないように、入場整理を徹底するよう働きかけを行うこと。

なお、無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の働きかけの対象とする必要はない。

（Ⅱ）前記（Ⅰ）に該当しない集客施設

各県においては、遊興施設のうち前記①（Ⅱ）に該当しない施設、物品販売業を営む店舗、サービス業を営む店舗への使用制限について、基本的対処方針三（3）8）のとおり、「不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等」から、飲食店以外の施設（特に大規模な集客施設）についても、「営業時間の短縮や入場整理等について同様の働きかけを行うこと」とされていることを踏まえ、各知事が適切に判断すること。特に、緊急事態措置の実施期間においては、施設内外に混雑が生じることがないように、入場整理を徹底するよう働きかけを行うこと。

（Ⅲ）その他の道県

令和３年２月４日付け事務連絡２．（３）のとおり取り扱うこと。

３．外出の自粛等

（１）特定都道府県

特定都道府県においては、法第４５条第１項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、２０時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底すること。また、不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。

なお、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、投票、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持等のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とすること。

特定都道府県は、人の流れを抑制する観点から、交通事業者に対し、エッセンシャルワーカーへの配慮や利用者への周知を図りつつ、外出・往来の自粛にかかる実効性を高める観点から、緊急事態措置の実施期間において、平日の終電繰上げ、週末休日における減便等や、主要ターミナルにおける検温の実施等、必要な協力依頼を行うこと。

特定都道府県は、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起等を行うこと。

（２）重点措置区域である県

各県は、法第３１条の６第２項に基づき、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと。併せて、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること及び感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うこと。その際、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控えるように促すこと。

各県は、人の流れを抑制する観点から、交通事業者に対し、エッセンシャルワーカーへの配慮や利用者への周知を図りつつ、外出・往来の自粛にかかる実効性を高める観点から、緊急事態措置の実施期間において、平日の終電繰上げ、週末休日における減便等や、主要ターミナルにおける検温の実施等、必要な協力依頼を行うこと。

各県は、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い

行動に対して必要な注意喚起等を行うこと。

(3) その他の都道府県

帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数での会食を控える等注意を促すこと。また、変異株の感染者が増加していることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えるように促すこと。なお、感染が拡大している都道府県においては、当該都道府県と感染が落ち着いている都道府県との間の移動や、感染が拡大している都道府県内における移動のあり方について、都道府県知事が感染状況を踏まえ、適切に判断すること。

また、感染が拡大している地域において、こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促すこと。特に発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう促すこと。

(4) その他留意事項

これまでも、お盆、年末年始等、人の移動が活発化する時期に際して、そうした移動の活発化が感染拡大につながらないように、感染状況に応じて、留意事項を周知してきたところであり、令和3年4月16日付け事務連絡においても、現下の感染状況に鑑み、ゴールデンウィークにおける感染拡大防止に向けた取組強化をとりまとめ、周知したところである。

今回の緊急事態宣言は、ゴールデンウィークの短期集中対策として、一旦人の流れを止めるための強力な措置を講じるものであり、各都道府県、関係各府省庁等においては、改めて関係団体、住民、職員等の関係各所に対し、別紙4に記載されたお願いを周知徹底するとともに、本件に記載された取組の強化を推進されたい。

4. 国営施設等における緊急事態宣言中の休園・休館等の対応

基本的対処方針三(3)3)の趣旨に基づき、別添に掲げている施設を参考に、関係各府省庁ならびに各施設においては、集客を回避し、人の流れを抑制する観点から、特定都道府県が要請する内容や以下の点に留意し、緊急事態宣言中の取扱い(休園・休館等)を検討するものとする。

- ・ 法施行令第11条第1項各号に掲げる施設のうち、無観客開催の要請又は休業要請の対象となる施設については、当該要請に基づ

き、休園・休館・無観客開催等の対応を実施

- ・ 公園については、公園内の有料区域部分等を休園
- ・ その他施設については、必要な協力を検討

なお、検討結果については、後日、フォローアップするので、留意されたい。

感染状況に応じたイベント開催制限等について（４／２５～５／１１の取扱い）【別紙１】

	収容率※４	人数上限※４	営業時間短縮
緊急事態宣言 対象地域	無観客開催（社会生活の維持に必要なものを除く。）		
まん延防止等 重点措置	大声なし※１ 100%以内	（まん延防止等重点措置の都道府県） 5,000人	都道府県の 判断
その他都道府県	大声あり※２ 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※３	なし

※１ 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。

※２ 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を１席空け、同一グループ（５人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※３ 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※４ 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要①

(基本的な考え方)

- 緊急事態措置区域においては、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の更なる強化を図るとともに、変異株の感染者が増加していること等を踏まえ、人と人との接触機会を減らすために、人の流れを抑制するための強い措置を講じるなど、徹底した感染防止策に取り組む。

<施設利用関係> (第45条第2項関係)

施設の 種類	飲 食 関 連 施 設	緊急事態宣言での措置
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店 等(宅配・テークアウトサービスは除く。)	- 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等の休業要請 - 上記以外の飲食店等の20時までの営業時間短縮 - 都道府県知事の判断により、令第12条に規定される各措置について飲食店等に対して要請
遊興施設	接待※を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	
結婚式場	結婚式場	飲食店と同様の要請 ※上記に加え、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、なるべく少人数(50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう)で開催するように働きかけること。

※ここでの「接待」とは飲食店の接客従事者等によるものを意味する。

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要②

＜施設利用関係＞（第24条第9項等）

イ ベ ント 関 連 施 設 等		緊急事態宣言での措置
第4号の一部	劇場、観覧場、演芸場 など	無観客での開催・運営（ただし、社会生活の維持に必要なものを除く。） ※：無観客開催の場合は時間短縮の働きかけ不要
第5号	集会場、公会堂 など	
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
第8号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
第9号の一部	テーマパーク、遊園地	
第9号の一部	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 など	無観客での開催・運営（ただし、社会生活の維持に必要なものを除く。） ※1：上記に加え、飲食店と同様の働きかけを行うこと ※2：無観客開催の場合は時間短縮の働きかけ不要
第5号	葬祭場	酒類提供自粛の働きかけ

※飲食店と同様の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用自粛、20時までの営業時間短縮等

※上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断すること

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要③

＜施設利用関係＞（第24条第9項等）

集客施設		緊急事態宣言での措置
第4号の一部	映画館、プラネタリウム など	1000平米超：休業要請 1000平米以下： 飲食店と同様の働きかけ
第9号の一部	ボウリング場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	
	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場 など	
第10号	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など（※）	
第11号の一部	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	
第12号の一部	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	1000平米超：休業要請（生活必需物資を除く。） 1000平米以下：飲食店と同様の働きかけ（生活必需物資を除く。）
	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等

※飲食店と同様の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用自粛、20時までの営業時間短縮等

※特に、体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場等は全国大会等が想定され、原則休業だが、無観客化を前提に開催可能。

無観客化で開催するケースについては、上記分類によらず、各都道府県で適切に判断すること

※上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断すること

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要④

＜施設利用関係＞（第24条第9項等）

そ の 他 の 施 設		緊急事態宣言での措置
第1～3号	幼稚園、小学校、中学校、高校 保育所、介護老人保健施設 大学	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
第10号	図書館	入場整理の働きかけ
第11号	ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
第12号	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
第13号	自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ

※飲食店と同様の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用自粛、20時までの営業時間短縮等

※上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断すること

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

ゴールデンウィークに向けた感染拡大防止策への協力をお願いについて

【別紙 4】

移動・往来、帰省

- ・ **感染が拡大している地域**（首都圏、関西圏、宮城県、愛媛県、沖縄県等）にお住まいの方は、日中を含め、**不要不急の外出や移動は避け、近場の外出でも、三密は避けてください**。また、こうした地域との往来については、**延期、自粛、オンライン帰省の活用をお願いします**。
 - ・ **その他の地域でも、帰省・旅行、不特定多数が集まる場**（イベント・集客施設等）に行くことは**慎重な検討をお願いします**（特に発熱等の症状がある方などは**厳に控えてください**）。
 - ・ どうしても帰省する必要がある場合は、帰省までの間、感染リスクが高い場所に行くことを控え、大人数の会食を控えるなど、高齢者への感染につながらないように注意をお願いします（※）。
- （※）手指消毒やマスク着用の徹底、大声を避ける、十分な換気を行う、対人距離を確保する等、**基本的な感染防止対策の徹底**
- ゴールデンウィーク中の同窓会をはじめ、会食する場合には、**できるだけ、家族か、4人までで、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ」工夫の徹底**

ゴールデンウィークに向けた都道府県・事業者への取組強化のお願いについて

ゴールデンウィークに向けて、都道府県・事業者の皆様には以下の取組をお願いします。

飲食店に関連する皆さま

- ・ **飲食店・歓楽街の店舗に対し、自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守徹底**
- ・ 措置区域では、**原則全店舗を実地調査**。特に、GW中に多数の来客が予想される店舗を優先的に見回り調査
- ・ その他の地域でも、**観光地・集客施設周辺の飲食店に対し、優先的な見回り調査等により、感染防止策を強化・徹底**

イベント・集客施設（遊園地・観光施設等）・伝統行事（お祭り等）に関連する皆さま

- ・ **感染が拡大している地域では、感染防止策が徹底されない場合の自粛や、感染拡大の状況に応じ、開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）や延期・自粛等を要請**
- ・ その他の地域でも、**参加人数の制限の遵守や入場整理の強化などにより、密集回避・感染防止策を徹底**

大規模小売店・商業施設に関連する皆様

- ・ **感染が拡大している地域では、催物・バーゲンセール等は延期・自粛などを要請**
- ・ その他の地域でも、**ゴールデンウィーク中の催物・バーゲンセール等は人数制限等、感染防止策を徹底**

【別添】

東京都における主な国立等施設（集客施設等）

No.	名称	所管団体	所管行政庁
1	東京国立博物館	(独)国立文化財機構	文部科学省 (文化庁)
2	東京国立近代美術館	(独)国立美術館	
3	国立西洋美術館		
4	国立新美術館		
5	国立映画アーカイブ		
6	国立劇場	(独)日本芸術文化振興会	
7	国立演芸資料館（国立演芸場）		
8	国立能楽堂		
9	新国立劇場		
10	伝統芸能情報館	(独)国立科学博物館	
11	国立科学博物館		
10	附属自然教育園		
11	国立近現代建築資料館	文部科学省 (文化庁)	
12	国立競技場	(独)日本スポーツ振興センター	文部科学省 (スポーツ庁)
13	秩父宮ラグビー場		
14	代々木第一体育館		
15	代々木第二体育館		
16	味の素フィールド西が丘		
17	秩父宮記念スポーツ博物館・図書館		
18	国立オリンピック記念青少年総合センター	(独)国立青少年教育振興機構	文部科学省
19	日本科学未来館	国立研究開発法人科学技術振興機構	
20	皇居外苑	環境省	
20	新宿御苑		
21	小笠原世界遺産センター		
22	国営昭和記念公園	国土交通省	
23	国営東京臨海広域防災公園		
24	国立公文書館	(独)国立公文書館	内閣府
25	迎賓館	内閣府	
26	お札と切手の博物館	(独)国立印刷局	財務省

大阪府における主な国立等施設（集客施設等）

No.	名称	所管団体	所管行政庁
1	国立国際美術館	（独）国立美術館	文部科学省 （文化庁）
2	国立文楽劇場	（独）日本芸術文化振興会	
3	国立民族学博物館	人間文化研究機構	文部科学省
4	造幣博物館	（独）造幣局	財務省
5	淀川河川公園	国土交通省	

兵庫県における主な国立等施設（集客施設等）

No.	名称	所管団体	所管行政庁
1	国立淡路青少年交流の家	(独) 国立青少年教育振興機構	文部科学省
2	竹野スノーケルセンター	環境省	
3	南淡路野営場		
4	生石園地		
5	竹野野営場		
6	国営明石海峡公園	国土交通省	

京都府における主な国立等施設（集客施設等）

No.	名称	所管団体	所管行政庁
1	京都国立博物館	（独）国立文化財機構	文部科学省 （文化庁）
2	京都国立近代美術館	（独）国立美術館	
3	きつづ光科学館ふおとん	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	文部科学省
4	京都御苑	環境省	
5	京都迎賓館	内閣府	
6	淀川河川公園	国土交通省	